第五次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画（骨子案）に対する意見募集の実施結果

１　意見募集の概要

案件のタイトル	第五次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画（骨子案）
募集期間	令和８年８月７日（金）から９月７日（月）まで
案件の公表方法	・佐久市ホームページへの掲載 ・佐久市役所本庁市民ホール、人権同和課、各支所総務税務窓口に閲覧用として設置
募集方法	郵送・電子メール・ファックス・ながの電子申請サービス・直接持参（人権同和課窓口）

２　意見募集の結果

提出者数	１名
提出件数	１件

第五次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画（骨子案）に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方については、下表のとおりです。

意見の要旨	市の考え方
P4　「同和問題に関すること」について 市民意識調査で、こどもが同和地区出身者と結婚すると仮定した設問に対して「９４・３%が容認する姿勢」と分析されていますが、違和感があります。 選択肢の「親として反対するが、こどもの意思が強ければしかたがない」という回答を「容認」と受け止めているからですが、この回答はむしろ「親として反対する」という部分に着目して、「差別意識が残っている表れ」と評価する方が妥当ではないかと思います。そうすると、差別意識が残っているとの回答が２４・５%となります。そのくらいの市民が差別意識を抱えている、という前提で対策を検討すべきではないかと思います。そういう意識が高齢者だけではなく２０代、４０代でも一定の割合を占めていることに危機感を感じますし、そこは目を向けていくべき要素だと思います。 「９４・３%が容認する姿勢」 として済ませるのではなく、「差別意識が未だに残っていることがうかがえる」といった評価の方がよいのではないでしょうか。	ご指摘いただきました、「親として反対するが、こどもの意思が強ければしかたがない」という回答のなかに、差別意識が含まれているというご意見は、本市の同和問題に対する現状を正しく捉える上で大変重要な視点であると認識しております。 「94.3%の方に容認する姿勢が見られる」という記述は、過去の調査と比較して、こどもの結婚において「家族や親戚の意向の尊重」から「こどもの自己決定権の尊重」へと意識の変容が見られることを示す意図で記載したものでありました。 しかしながら、「94.3%が容認する姿勢」という表現のみが強調されることで、同和問題が解決に向かっているという誤解を与えたり、潜在化している差別意識を過小評価してしまったりすることのないよう、表現を工夫する必要があるものと受け止めております。 今回お寄せいただきましたご意見を踏まえ、実態や課題が市民の皆様により正確に伝わるよう、素案の作成にあたり、参考にさせていただきます。